

平成 24 年度

国土交通省と（一社）全国土木施工管理技士会連合会との

意見交換会

平成 24 年 11 月 28 日

一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

平成 24 年 11 月 28 日 (水)
意見交換会 出席者名簿 (敬称略)

国土交通省

技 監	菊川 滋
大臣官房技術審議官	深澤 淳志
大臣官房技術参事官(総合政策局担当)	中村 健一
大臣官房技術調査課長	越智 繁雄
大臣官房技術調査課	
建設システム管理企画室長	高村 裕平
大臣官房技術調査課 建設技術調整官	多田 智
大臣官房技術調査課 課長補佐	牧角 修
	代理 長崎 勇
土地・建設産業局建設業課建設業技術企画官	前佛 和秀
土地・建設産業局建設業課 課長補佐	橋本 幸治

(一社)全国土木施行管理技士会連合会

会 長	小林 康昭	(一社)全国土木施工管理技士会連合会
副会長	熊谷 勝弘	(一社)北海道土木施工管理技士会会長
副会長	松本 泰典	埼玉県土木施工管理技士会会長
副会長	山田 壽久	(一社)静岡県土木施工管理技士会会長
副会長	星加 隆夫	愛媛県土木施工管理技士会会長
副会長	下村 敏明	佐賀県土木施工管理技士会会長
副会長	山田 俊郎	五洋建設(株) 相談役
専務理事	猪熊 明	(一社)全国土木施工管理技士会連合会
理 事	坂野 和彦	日本橋梁建設土木施工管理技士会会長
理 事	和里田 義雄	前(財)経済調査会顧問
監 事	下本 八一郎	(社)鳥取県土木施工管理技士会会長
監 事	須本 重徳	日本塗装土木施工管理技士会事務局長
企画運営委員	北林 一成	秋田県土木施工管理技士会会長
企画運営委員	高田 均	富山県土木施工管理技士会副会長
企画運営委員	松田 七男	福井県土木施工管理技士会会長
	代理 半澤政文	// 副会長
企画運営委員	長岡 秀治	島根県土木施工管理技士会会長
企画運営委員	福地 裕吉	沖縄県土木施工管理技士会会長
説明者	森本 修	(社)滋賀県土木施工管理技士会会長

1. 技術者の技術力向上

提案 1.1. 若い技術者の活躍の場の提供

熟年技術者は有資格であるから活躍の場が多くあるが、若手技術者は配置される条件として求められる1級の技士資格を取るのにも年数を要し、活躍の場がなくやる気を失う場合が多い。特に高卒の場合には技術検定を受験するのに卒後 10 年の経験が必要とされる。これを短縮し早く受験できるようにして技術力向上のやる気を高めるなどが重要である。この観点から、高卒者が技術検定を受験できる年齢を下げる。

提案 1.2. 評価項目としての継続教育（CPD）の品質（信頼性）

総合評価や監理技術者講習の代替で CPD を評価項目として用いる場合、CPD の信頼性を確保することが重要である。この観点から、評価項目としての CPD は例えば全数検査をしていることなどとし、評価の品質（信頼性レベル）を一定以上に保つ。

2. 現場の改善

提案 2.1. 提出書類量の低減

提出書類については、新規に考案した「書類量動向指数」を見ると改善されており感謝していますが、今後肯定が否定より多いプラスになるようにお願いいたします。

書類提出で主な課題は以下の 3 点あると考えている。①電子ファイルと紙と片方出せばよいとされていても、まだ両方の提出を要請される、②監督補助員からも提出を依頼される、③施工者自身が工事成績で優良点を取るため必要以上に提出する。

対策として①は、電子ファイルと紙と両方提出しないよう、②は、監督補助員が書類作成を依頼しないよう、徹底する。方法として、例えば監督補助員がどうであったか、竣工後施工会社にアンケートなどで確認する。③は、施工者としても自戒するとともに、発注者としても仕様書にない書類は評価しないと表明する。また国の場合設計変更に伴う書類提出が多いので、予防措置として詳細設計の品質を上げ変更を少なくする。

また「書類簡素化指数」については、良好な中部、四国地方整備局で行われているような運用を他局でも奨励してほしい。

提案 2.2. 建設業法 19 条の適用

建設業法令順守ガイドライン(国土交通省建設業課作成、平成 23 年 8 月)には、「(1)建設業法第 19 条第 2 項では、請負契約の当事者は、追加工事の発生により当初の契約書に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととなっている。(2)工事状況により・・・その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、追加工事等に係る契約単価の額等を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わす。」とある。

これは公共工事の発注者と元請会社との工事契約にも適用されるが、今後、発注者受注者間における建設業法令順守ガイドラインを現場技術者に普及させると同時に、追加工事着工前の単価書面交付を徹底する。

提案 2.3. 設計変更ガイドライン

若い発注者側技術者へ設計変更ガイドラインを周知する。

提案 2.4. コンサルタントの現場への関与

3 者会議などで設計コンサルタントが持ち帰り検討する場合があるが、その検討期間が長く工事が滞る場合があるので迅速を望みたい。一方提案 2.2. に示すような追加工事の変更図面あるいは見積が施工会社から出された場合の照査・検討にもコンサルタントは必要な存在である。

従って、設計したコンサルタントの現場への関与を強めて、上記の状況を改善する。

国土交通省と（一社）全国土木施工管理技士会連合会との意見交換会 議事要旨

1. （一社）全国土木施工管理技士会連合会 小林会長挨拶

今年の4月に一般社団法人に移行し、定款を一部変更した際に、従来の「土木技術者の技術力向上と、社会的地位の向上」に「現場環境の向上、改善」を追加しました。

この追加項目が、国交省で進められている「建設産業の魅力発信」に共感するものであり、今後、共同歩調を取っていければと思っています。

2. 国土交通省 菊川技監御挨拶

昨年 大震災が発生して日本人の価値が変わったと思っています。

日本は災害が常態化する中で、土木技術者を含め建設産業は、国家の安全保障の担い手といえます。国土交通省もこうした大きな観点から意識改革をしていきたいと思っています。

3. 意見交換（自由討議）

連合会より提案議題説明。

以下、提案議題を踏まえ、活発な意見が出されました。

連： 総合評価で企業と技術者の両方の実績が加点評価されるので、監理技術者数の多い企業が有利になっています。小さい業者は人がいなくて仕事が取れない、また、土木事業は総合事業なので、企業の工事遂行能力が重視されると思いますが、なぜ技術者の加点評価が必要になったのかご教授願います。

国： 現場は、現場を管理する技術者の能力がかなりの部分を占めていると考えています。現在、企業と技術者の配点は1:1としていますが、技術者の方を高く評価したいと思っています。どちらかというと、人を重視したような評価にシフトしていった方がいいのではないかとということで、いろいろとやらせてもらっています。

連： 現場代理人と監理技術者の関係を明確にしていきたい。総合評価が導入されてから配置予定者は、点数を取れる人ということで、熟練者は監理技術者で若手は現場代理人に配置しなければなりません。現場代理人も実績評価するなら、監理技術者または現場代理人を常駐または専任とする書きかたに変えていただくと、どちらでも利用できるのではと思っています。

国： どちらかを常駐させたらという提案ですが、法律上は監理技術者が常駐です。また、若手を現場代理人にしている場合、監理技術者と同じように評価するようにすれば、若手も今後に繋がっていくという提案ですが、若手の登用という意味では、いろんなことを試しながらやっただけいいということで、各地整も努力しています。

連： 我々も大卒者を入れたいが、高卒者が多くなっているのが現状です。その中で1級を取るには10年という年齢、2級を取って9年間、ですから1級を取得するには、27歳の年齢になってしまいます。若手技術者の登用の仕方を考えてもらいたい。

国： 現場を管理するには、経験が必要であります。経験年数を短縮して大丈夫なのかお聞きしたい。参考まで、2級を早く受験できる制度はありますが、利用されていないのが現状です。

連： 経験年数ですが、一般的な工事については大丈夫です。意欲の問題でもあり、資格手当など待遇改善を図っています。

連： 総合評価方式で配置予定者の加点対象があり、2級技術者を責任あるところに配置は出来ないし落札もできないことから、実務経験の年数によって差をつけられないでしょうか。

国：最終的に何を目標にしているのかと考えたとき、良いものをつくって、良い企業に仕事をしてもらい、いい企業に残ってもらいたい。そのために、技術者や企業を評価したりしているのですが、今の評価方法ではダメなら意見をあげて頂きたい。

国：経験年数だけを指標とするのではなく、どんな仕事をしてきたのか内容を確認しながら判断することも一つの考え方であると思います。

また、段階的に短縮していくこともあるのではないのでしょうか。

連：説得力のあるご提案だと思います。実際に今の試験の合格者を調べていませんが、若い人の方が点数が良くて、合格率が高いと思います。

大丈夫かについては、試験を合格すれば資格を与えるわけですから、大丈夫かの有無は、試験の合格の結果によるという判断もあります。

国：制度を変えようとするなら、実態を踏まえて合理的に説明できるようにしなければならない。

国：現在の法律は、昭和35年に作られて基本的には変わっていません。

法律を変えるのはかなり難しいと思っています。

連：連合会としても非常に大事な問題と考えています。

連：設計変更で現場が止まってしまうので、早めに結論を出して現場を進めていただきたい。個人的には、コンサルが関与すると余計遅くなり困るので、ある程度簡単なものは、発注者と受注者とで解決するのがいいと思います。

国：現在、「現場でこうやったらこうなって、金額まで解るようなシステム（電子化）」が出来ないか、検討していきたいと考えています。

連：情報共有システム（ASP）についても是非進めていただきたい。

連：発注者側の判断力・技術力があるのか疑問に思っています。

また、公共事業が少ないと、若手技術者が建設産業に対する目の向け方が違ってくると思うので、これからの国づくり、人づくりを国交省としてどうしていくのか提示していただければと思っています。

私は、教育機関も含めて、建設業界に目をむけていただけるような方向を、マスコミを含めて展開していただければと思っています。

連：1級の実験合格率がここ3年ぐらい落ちているのは、技術力が落ちたか、問題が難しくなったのか、ご検討願います。

また、監理技術者講習についてなんですが、技術者の立場からすると、難しい制度を作られるよりは、5年に1度、監理技術者講習を受ければ、技術者としての地位保全が出来るという形がありがたいと感じています。

国：発注者の技術力については、問題意識をもっています。

不足の部分は、補助業務みたいな形でお願ひし、仕事のやり方や組織のあり方など問題意識は持っていますので、あまり時間をかけないで答えを出さないといけないと思っています。そのためにも皆さんと一緒に、これから構築して行かなければという意識でおります。

以上

1. 技術者の技術力向上

提案 1.1. 若い技術者の活躍の場の提供

(1) 現在の技術検定受験条件

1 級の受験資格（令第 27 条の 5 第 1 項参照）

受験に必要な実務経験年数（指定学科）	
大 学	高等学校
卒業後 3 年以上	卒業後 10 年以上

（注 1）（注 2）略（注 3）中等学校又は高等学校卒業若しくは 2 級合格者として 1 級を受験する者であって、指導監督の実務として専任の主任技術者の経験をしている者については、2 年の実務経験年数の短縮を行う。

(2) 提案の詳細

高卒の必要経験年数として、大学の就学期間 4 年と現在の大卒の必要実務経験年数 3 年を合計した 7 年を提案する。また（注 3）の年数の短縮について、主任技術者の経験は人数が限定的なので現行の条件に追加して、CPD で所定の単位を所定の年数取得したことで 2 年短縮できること、などを条件とし年数を軽減することを提案する。

提案 1.2. 評価項目としての継続教育（CPD）の品質（信頼性）

(1) CPDS の現況

CPDS での事実の反する申請を理由とした処分件数 （2011 年 9 月～2012 年 8 月）

申請年月日	件数
2011 年 9 月	12
2011 年 10 月から 12 年 6 月までの合計	48
2012 年 7 月	4
2012 年 8 月	8
総合計（月平均）	72（6）

(2) CPD の運営方針と行政手続きへの採用

CPD の運営方針には、CPD 実施機関によって 2 通りある。第 1 は行政手続きで活用することを念頭に置いている場合、第 2 は、CPD は自己研鑽であるから外部からのチェックは不要と考える場合である。これはどちらが良い悪いということではなく、運営の考え方の違いである。しかし後者の場合はチェックを行わない分信頼性の確認ができず、行政手続きに用いると全体として信頼性が低下する可能性がある。そうした中、もし何らかの不幸事があると制度全体への不信につながる。

(3) 提案の詳細

CPD を評価項目に採用する場合は、すべての申請に対して「受講証明書」など書面のチェックをする全数検査を行うなどの必要信頼性レベルを設定し、評価の品質（信頼性レベル）を一定以上に保つ（建設系 CPD 協議会の団体で全数調査をしているのは、14

団体中 10 団体である)。

2. 現場の改善

提案 2. 1. 提出書類量の軽減 H24 アンケート結果参照

提案 2. 2. 建設業法 19 条の適用

(1) 建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第 19 条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一. 工事内容

二. 請負代金の額

三. 四. 略

五. 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六～十四. 略

2. 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3. 略

(2) 提案の詳細

変更金額の書面交付に至るまでの暫定的な対策として、

1 中部地方整備局が行っていると聞いているが、概算での変更価格を提示する、

2 変更の追加工事で増加する分、工事の一部の発注を取り消すなど予算執行調整を細かく行う、

3 提案 2. 4、

などを検討する。

提案 2. 3. 設計変更ガイドライン H24 アンケート結果参照

提案 2. 4. コンサルタントの現場への関与

コンサルタントの関与の方策の 1 つとして、国土交通省が平成 23 年 9 月 5 日にまとめられた「第 3 者技術者の活用に関する運用ガイドライン(案)について」および宮崎県椎葉村での 2 か年のモデル事業の結果を参考にして、常時現場にいて現在より広範にわたり判断のできる発注者支援コンサルタントの制度を促進する。これにより設計変更などに関する発注者側の指示等が早くなることが期待できる。

このためには、海外と同様に詳細設計をおこなったコンサルタントがこうした役割を担うことが良いと思われる。一方地域コンサルタントは地元の情報に詳しいので、詳細設計を行う段階から地域コンサルタントが参加できる共同設計方式を採用し、現場と設計とで齟齬のないようにするとともに、施工時には発注者支援を強化して現場が円滑に動くようにする。